



お客さま各位

株式会社 千葉興業銀行

非居住者の方を相手方とする国内振込のお取扱いについて

平素より千葉興業銀行をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。

金融機関には、外国為替及び外国貿易法（外為法）第17条に基づき、非居住者の方を相手方とする国内振込について、規制対象取引等に該当しないことを確認する義務が課せられております。

当行では、この確認義務を適切に履行するため、非居住者の方を相手方とする国内振込について、「外国送金」のお取扱いとさせていただきます。「外国送金」は「振込」とお取扱可能店舗やお手数料が異なりますので、お取扱いの詳細はお取引店舗までお問い合わせ願います。

【非居住者の方を相手方とする国内振込の取引例】

日本国内における [居住者 (ご依頼人)] から [非居住者 (お受取人)] への振込
<ul style="list-style-type: none">● 振込依頼書に「非居住者円」等の記載があるもの● 日本人で「外国にある事務所で働いている方」「海外に2年以上滞在している方」 「海外に2年以上滞在する目的で出国し海外に滞在している方」(主に海外出張者等)、 法人で「外国にある外国法人」「日本法人の海外支店・出張所」、 その他「日本に所在する外国大使館・領事館 (およびその職員)」など、非居住者の方がお受取人の振込
日本国内における [非居住者 (ご依頼人)] から [居住者 (お受取人)] への振込
<ul style="list-style-type: none">● 外国人で「外国に住んでいる方」「日本へ入国後6ヶ月未満で日本にある事務所で働いていない方」 (主に日本への短期滞在者等) など、非居住者の方がご依頼人の振込

お客さまにはお手数をお掛け致しますが、何卒、ご理解とご協力のほど宜しくお願い致します。

以 上